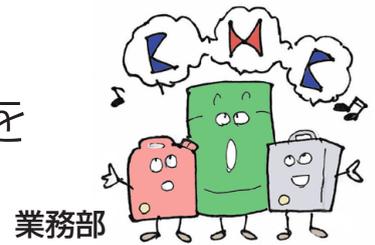


KHKからの
お知らせ

大型化学消防車等の省力化に係る再評価制度を活用しませんか？



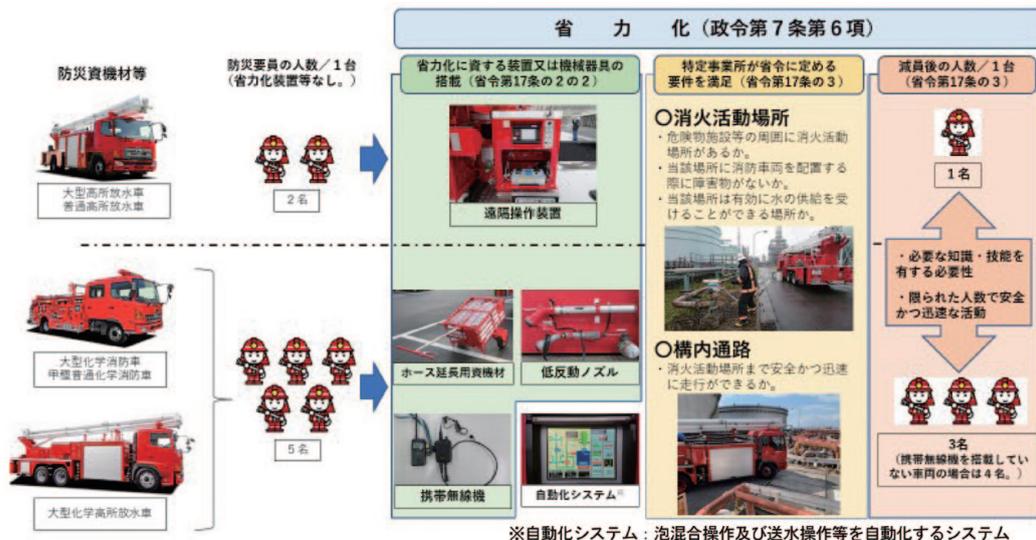
◆ 大型化学消防車等の省力化に係る評価とは

石油コンビナート等特別防災区域に特定事業所を設置している特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛防災組織又は共同防災組織（以下、「自衛消防組織等」という。）を設置しなければならないこととされており、この自衛防災組織等には、防災資機材等を備え、防災要員を置かなければならないこととされています。

特定事業所の自衛防災組織等に一定の要件を満足する省力化された防災資機材等を備え付けた場合には、当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数を減じることができます。

当協会では、省力化に資する装置又は機械器具を搭載した大型化学消防車等を製造するメーカーの評価、当該大型化学消防車等を備え付けた特定事業所（共同防災組織を含む。以下同じ。）の評価（以下「特定事業所評価」という。）を行っています。

防災資機材等の省力化（防災要員の減員）のイメージは図1を参照してください。



※自動化システム：泡混合操作及び送水操作等を自動化するシステム

図1 防災資機材等の省力化（防災要員の減員）の概略図

（図中の政令は「石油コンビナート等災害防止法施行令」、省令は「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」を示します。）

◆ 再評価制度とは

特定事業所評価は、平成10年に本評価業務を開始して以降、100を超える実績がありますが、一度評価を受けている特定事業所においても、省力化の効果が有効に得られているか否かについて一定期間毎に防災要員の技量の確認を行うことが重要であると考えられることから再評価制度を設けています。

防災体制の大幅な変更（例えば委託先の変更やベテラン隊員の退職など）が行われた際や、評価を受けた日から概ね5年ごとに本再評価制度を活用しませんか？

なお、大型化学消防車等の省力化に係る評価の詳細については、下記URLの「省力化された防災資機材等について（Safety & Tomorrow No204）」を参照してください。

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/204/gyoumu_report01.pdf

【お問い合わせ先】 危険物保安技術協会 業務部 03-3436-2353